

平成21年 第4回

教育委員会臨時会会議録

平成21年3月24日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2277号

平成21年第4回臨時会

日 時 平成21年3月24日(火) 午前10時02分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	半 田 吉 惠
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 審議事項

- 1 議案第12号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について
- 2 議案第13号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- 3 議案第14号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 4 議案第15号 港区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
- 5 議案第16号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について
- 6 議案第17号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- 7 議案第18号 港区立図書館処務規程の一部改正について
- 8 議案第19号 港区幼稚園教育管理職の人事について(秘密会)
- 9 議案第20号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

10 議案第21号 学校職員服務取扱規程の一部改正について

11 議案第22号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

第2 教育長報告事項

1 平成20年度秋の通学路点検の実施結果報告について

2 日吉坂上横断歩道橋について

3 文化財保護審議会 委員の委嘱について

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。

平成21年第4回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

先週、幼稚園、中学校の修了式及び卒業式が行われまして、私もお祝いの言葉を述べさせていただきました。幼稚園の園児が、たった2年間で、証書をもらうマナーもしっかりしていて、私は高輪幼稚園に行きましたのですけれども、将来の夢を語っていました。その翌日は中学生ということで、たかだか10年足らずでこのように大きくもう半分大人です。中学3年生は。私ども教育委員会がそういう子どもたちの成長に直接かかわる仕事をしている。人間の成長にとって一番大事な時期ということで、一生懸命これからもやらなくてはいけないと思いました。よろしくお願ひいたします。

(午前10時02分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、早速日程に入ります。本日の署名委員は高橋委員、よろしくお願ひします。

## 第1 審議事項

### 1 議案第12号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

○澤委員長 日程の第1、審議事項でございます。議案第12号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正につきまして、山本参事お願ひします。

○庶務課長事務取扱 参事 それではお手元の配付資料、教育委員会議案資料ナンバー1をご覧いただきたいと思ひます。議案第12号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正でございます。改正の中身につきましては別表(第2条関係)の支給されております教員特別手当の金額のみの改正でございます。これは平成21年第1回港区議会定例会におきまして、そのとき幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正を提案し、3月19日付で議決されました。これを受けて改正をするものでございます。

内容につきましては、幼稚園の教育職員に支給されております義務教育等教員特別手当の上限額は従来9,800円が上限額でございましたけれども、これが7,900円を超えない範囲で最大7,900円に改正をされました。これを受けて、各棒級に関する手当の金額が改正されたものでございます。

幼稚園の教育職員につきましては、小中学校の教員に支給されております義務教育等教員特別手当のおおむね2分の1が支給されております。これは昭和55年から支給されているものでございます。説明は以上でございます。

○澤委員長 それでは何かご質問、ご意見等ございますか。先の1月27日の教育委員会でこれの元になる条例の一部改正について審議いたしました。その規則ということ、また金額等がこのように決まり、改定されたということです。山本参事、これ何%ぐらいの減になるのですか。

○**庶務課長事務取扱 参事** 東京都は3.8%から3%に減されたのですが、ただ2分の1という形になりますので、おおむね9,800円から7,900円を超えない範囲ということで1,900円の減になります。したがって数字的には20%近い数字になろうかと思えます。ただこれは上限額でございますので、平均すると現在は1人当たり月額で6,801円。これが改正後の平均ですと5,370円ですので、おおむね1,430円程度のマイナスになります。

○**澤委員長** 前回の教育委員会的时候、一生懸命やっている先生方の給料が減るといのは何か釈然としないというような意見もありました。こうやって数字で見ると、今山本参事が言われているように、結構大きいという印象です。

○**庶務課長事務取扱 参事** 若干補足説明をさせていただきますけれども、以前申し上げましたとおり、教員については人材確保法に基づいて、他の事務職の公務員よりは高い給与の設定をするという趣旨で、義務教育等教員特別手当につきましても設定されたものです。こういう形の優遇的な措置につきましては、小泉内閣の2006年骨太の方針において批判されていますけれども、この中で教員に対する優遇措置というのは、こういう金銭面だけではなくて、例えば任命権者による体系的な研修だけでなく、教員の主体性を重視した自己研修の充実、高い専門的知識を備えた教員を育成してため、大学院修学休業制度の活用などの金銭以外の部分で充実していくことが示されており、いわゆるバーターという意味合いがございます。

○**澤委員長** それは優遇の中身、質と言いますか、それが変わるということで、給料だけ見るとちょっと減ることなのではないでしょうか。

○**小島委員** 前回にも申し上げたのですが、何か教育公務員の優遇措置を何となくみんなでたたいて低くしようという考えがあるのかと、うがって見ると。

○**澤委員長** その辺は心配なところです。私どもは港区の先生方を見ている限り、もちろん先生方もいろいろとおられるけれども、非常に一生懸命子どもたちのためにやっただけでいる。その先生方の士気を上げるためにも、減らすというのはどうかと思えます。残念ながら、この件は既に条例のところでは流れは決まっているので、よろしゅうございますか。

○**小島委員** そのときも質問したのですが、教育公務員の時間外手当というのは認められていないのですか。

○**澤委員長** そうですね、一般的に。

○**庶務課長事務取扱 参事** 教育公務員につきましては時間外手当ということは認められておりません。ただこれにかわるものとして、教職調整額が月額給与の4%支給されておりますけれども、今回、文部科学省の検討会議において、学校の教育職員についても超過勤務についてもきちっと精査して支給をすることが課題として挙げられております。多分今後の検討課題です。

○**澤委員長** ではよろしゅうございますか。

それでは議案第12号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは議案第12号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第13号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

○澤委員長 続きまして議案第13号でございますけれども、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正につきまして、山本参事をお願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それではお手元の配付資料、議案資料ナンバー2をご覧くださいと思います。幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正でございます。これは勤務1時間当たりの給与額の算出にかかわる1日当たりの正規の勤務時間の変更に伴いまして変更するものでございます。具体的には、平成20年12月10日に条例の改正公布が行われておりまして、教員の1日当たりの勤務時間が8時間を1日とするという規定から7時間45分で1日とすると、勤務時間が15分間縮減されております。これに伴う規定の整備でございます。

お手元の資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。上段が改正案、下段が現行の内容でございます。それぞれアンダーラインを引いているところがございますけれども、第5条の第3項において、8時間をもって1日としてから、7時間45分をもって1日としてと改めており、このような改正が主でございます。

第12条をご覧くださいと思います。給料月額及び地域手当の意義という部分がございます。この第12条の第3号でございますけれども、基準日においてという部分が追加されております。休業補償等減額受給職員につきましては、それぞれの100分の70の額の合計額と記載しておりまして、中身につきましては変わりがございませんけれども、新たに基準日という文言の修正が加えられております。これは期末手当につきましては、例年3月1日、6月1日、12月1日という年3回支給されるものでございます。この支給される日が基準日ということになります。支給日はそれぞれ3月1日基準日の場合は3月15日、12月1日基準日の場合は12月10日、6月1日基準日の場合は6月30日に支給されるものでございますけれども、それぞれの支給日に対する基準日をここで明確化した内容でございます。

この規則につきましては、平成21年4月1日から施行する予定でございます。説明は以上でございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対してご意見あるいは質問等ございましたらお願いします。

これは休息時間の変更によって、トータルの休息時間が従来より15分短縮されたということで、勤務時間は8時間から7時間45分に改めるという内容になってございます。

これは給料には別段何も変わらないのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 給料表につきましては一切影響がございません。勤務時間単価としては、実質3%程度のアップということになります。

○澤委員長 勤務時間に対してということですか。それだけ自由時間がふえたわけですね。よろしゅうございますか。

それでは議案第13号につきまして、原案どおり可決することによろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第13号につきましても、原案どおり可決することに決定させていただきました。

### 3 議案第14号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

○澤委員長 続きまして議案第14号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、参事をお願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それでは議案資料3をご覧くださいと思います。幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正でございます。大きく中身は二つございます。一つは勤勉手当の支給月数を規則で定める。それから1日当たりの勤務時間が8時間から7時間45分に改定されたことによる規定の整備でございます。

新旧対照表の方をご覧くださいと思います。まず支給割合でございますけれども、上段が改正案、下段が現行でございます。現行の規則では、第4条第1項で、支給割合について規定しておりましたけれども、改正案においては、第1号第2号それぞれに規定しております。第1号につきましては、幼稚園の教員並びに園長に関する規定でございます。第2号の規定につきましては再任用職員に関する規定でございます。これは、従来、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の第30条第2項の規定で教員に関する部分、それから第3項で再任用に関する規定が掲載されておりましたけれども、改正条例の中ではこの部分が省略されまして、規則の中で明記するという形になったものでございます。

それから2ページ目でございます。最初の方にアンダーラインがございますけれども、これにつきましては中身につきましては変わりございません。文言の整備だけでございます。そのほか3ページにもアンダーラインがございますけれども、8時間を7時間45分に改めているものでございます。

4ページ目、減額率の部分でございます。支給期間において次に掲げる事由ということで、第4条第1項及び第3項、第4条第1項及び第3項の規定の適用ということでございますけれども、この第4条第1項というのは支給割合でございます。これにつきましては従前と変わるものではございませんけれども、新たに第3項の規定というのが適用という形で追加されました。この第3項というのは結核による休職した場合ということが中身でございます。第4条第1項の内容につきましては従前と変わりませんで、職員が停職処分を受けた場合、あるいは減給処分とか戒告、それから私事欠勤があった場合につきましては減額をされます。従来の中身に第3項ということで新たに結核休職が足されたという中身の整備でございます。

それから5ページ目は第9条の次に1条が加えられた勤勉手当基礎額でございます。これは従前の意義について、勤勉手当は給料に地域手当を足して、さらに扶養手当を足して算定しておりましたが、勤勉手当につきましては、職員の勤務の成果に対する手当である。いわゆる公務員という立場で与えられるのが期末手当、勤務をしたということに対して与えられるのが勤勉手当という考え方から、扶養手当は勤勉手当には繰り入れないという考え方が条例の中で整備をされ、平成20年12月10に条例が公布されました。これを受けて勤勉手当の算定根拠が、従前の給料と地域手当と扶養手当から、給料と地域手当だけになりました。こういった中身を整備したのが第9条の2でございます。

6 ページ目でございます。第9条の2第1項第4号で、基準日において法第29条の規定によりというのがございますけれども、これにつきましては給料と給料に対する地域手当の月額合計額で、地域手当は給料の16%支給されておりますけれども、当然給料が減額されれば、減額された給料に対しての16%ということになりますので、これに連動しまして地域手当も減になるという、こうした中身の整備でございます。第9条の2第2項につきましては、育児短時間勤務職員等にかかわる規定の整備でございます。これにつきましては育児短時間職員の給与月額につきましては、週何日か勤務する、あるいは何時間勤務をするというその中身に依りまして、支給される給与月額が、勤務する時間日数に応じて按分された金額になりますので、これにのっとった形の地域手当の支給になります。こういった中身の整備でございます。

第10条につきましては給与月額の有無ということで、基準日において、休業補償等受給職員である者の規定でございます。この休業補償というのは、改正前の第10条第1項第3号の地方公務員災害補償法の規定による休業補償、傷病補償年金または労災の補償保険法等による補償を受けている職員のことでございます。このことにつきましては、改正案第9条の2第1項3号に既に記載しております。即ち、第10条第1項第3号の規定につきましては、第10条の第3項から移ったという規定の整備でございます。

7 ページにつきましては同様に文言の整備が何か所かございます。

8 ページの第15条につきましては端数計算について定めており、改正案において勤勉手当の基礎額及び給与月額にそれぞれ1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるという中身の整備でございます。

最後9ページ目でございますけれども、上段、付則の中で2点ございます。経過措として、この規則の施行の日から平成24年3月31日までの間は扶養手当を計算に加えるということで、平成24年4月1日からこの改正の内容が本則という形で適用されます。平成24年3月31日までは3年間、経過措置が設けられています。これは事務職員、幼稚園教育職員など全員同じでございます。説明は以上でございます。

○澤委員長 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について山本参事から説明をもらいましたけれども、いろいろ多項目にわたっております。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

これはこれから具体的にどういう数字になって出てくるのかわからないですけれども、大ざっぱに言うと減るのですか、減らないのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 幼稚園教育職員の中で扶養手当を受給している職員は全体で数名しかおりません。扶養手当が支給されていなければこういう規定が本則となっても勤勉手当の額は変わりません。一方で、扶養手当を受給されている職員につきましては、この部分が勤勉手当の基礎額に加算されませんので減給となります。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第14号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第14号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 議案第15号 港区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

○澤委員長 続きまして議案第15号 港区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正につきまして、参事をお願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それではお手元の資料4をご覧ください、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正でございます。これは教育委員会規則で定める週休日並びに休日及び代休日に業務に従事した場合の勤務時間について変更するほか、文言の整備を行うものでございます。

別表をご覧くださいと思います。上段が改正案、下段が現行でございます。業務に従事する日ということで、これは上段の改正案の中では正式に港区幼稚園教育職員の勤務時間ということで、条例の名称を正確に記したものでございます。それから業務の程度として終日に及ぶ程度ということで、現行では8時間以上という形になっておりますけれども、改正案の中では1日の勤務時間が7時間45分になりますので、8時間を7時間45分と改めるものでございます。実際にこうした業務に従事する内容でございますけれども、非常災害時で幼児の保護とか防災及び復旧の業務に当たった場合につきましては日額で3,200円とか、甚大な災害での幼児の保護を行った場合については6,400円等の規定がございます。

規則の施行につきましては平成21年4月1日からの施行でございます。説明は以上でございます。

○澤委員長 災害等に先生方が勤務されたときに支給される特殊勤務手当に関して説明をもらいましたけれども、何かご質問、ご意見等ございますか。

○小島委員 業務の程度なのですが、日中これも7時間45分以上の場合には1と同程度と書いてあります。改正とは関係ないようですが、1と2があって、2は1と同程度と書いてあるのですけれども、これだけだと全然わかりません。1と同程度というのはどういうことなのか。今回の改正とは直接関係ないところで恐縮です。

○庶務課長事務取扱 参事 規定では終日に及ぶ程度ということで、この終日というのは、現行では8時間、改正の案では7時間45分以上という形になっておりますので、これと同程度ということでおおむね6時間からこれを超える時間を想定しております。

○小島委員 1と同程度というのは、おおよそ6時間から7時間45分ぐらいの間を言うということですね。

○澤委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは議案第15号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第15号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 5 議案第16号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 続きまして、議案第16号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正につきまして、山本参事お願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それでは議案第16号でございます。委員会議案資料5番をご覧ください。様式の規定を整備する内容でございます。別紙のとおりでございます。別紙をご覧ください。表面が改正の案でございます。裏面が現行でございます。現行の方をご覧ください。まず裏面の方でございます。「職員別給与簿・港区」の下の部分にアンダーラインが引いてありますが、退職転出年月日という部分がございます。これを改正の中では退職・転出という形で真ん中に「・」を入れる改正でございます。それから年末調整のちょうど上から二つ目の段の所得控除の部分でございます。右から3つ目に損害保険料という記載がございます。この部分にアンダーラインが引いております。この内容につきましては、損害保険料から地震保険料に記載を改めるものでございます。

これにつきましては平成19年1月1日に損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除に変更になっておりますので、年末調整のこの表記の部分につきましても変更するものでございます。説明は以上でございます。

○澤委員長 名称変更等様式の改正につきまして今説明をもらいましたけれども、何かございますか。

一般的な話なのですけれども、損害保険料と言うと火災保険みたいなものも含まれるのかというようにも思います。それが地震保険料になってしまったというバックグラウンド。私も先日確定申告したときに、こうなったのかと思ったのですけれども、これは何かありましたら。余計な質問です。

○庶務課長事務取扱 参事 詳細については承知しておりませんが、所得税法の改正の中で恐らく損害保険料、火災保険料と交換する形で地震保険料という明記になったと思います。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

それでは議案第16号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第16号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 6 議案第17号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 続きまして議案第17号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正につきまして、指導室長お願いします。

○指導室長 それでは港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、主に勤務時間の短縮や職員の子育て支援制度の拡充について、規定の改正をするものでございます。そ

れでは新旧対照表をご覧ください。

まず第2条でございますが、勤務時間条例におきまして、正規の勤務時間が1週間当たりの勤務時間40時間から38時間45分に改正されたことによる規定整備をしたものでございます。上段が改正案で下段が現行でございます。

続きまして第5条ですが、第5条は週休日の振替に関しまして、半日勤務を振りかえる場合の2分の1に相当する時間数を国に準じまして4時間と定める規定を第2号として加えたものでございます。7時間45分になりましたので、時間単位として2で割れないということで改めて規定をしたものでございます。

また第4項で規定する第2号様式の週休日の振替等命令簿等の様式について、半日勤務時間の振替変更をした場合に、半日勤務を振りかえることをやめることになる日の勤務時間数を分単位等記載できるよう改正し、その後の項番号をそれぞれ2、3、4から3、4、5とずらしたものでございます。

続きまして、第12条第2項についてでございます。勤務日ごとの正規の勤務時間が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の取得単位につきまして、勤務形態の性格上、日単位の取得が不可能なため、現行におきましては取得単位を1時間単位のみとしていましたけれども、勤務時間の短縮に伴いまして1日の正規の勤務時間が分単位になるため、対応するただし書きを追加したものです。なおこのただし書きで規定する勤務日の正規の勤務時間の時間数とは分単位の時間数を含んでおります。

続きまして第12条の第3項につきましては、1時間単位の年次有給休暇を日に換算する場合につきまして、国に準じて8時間から7時間45分に変更するものでございます。

育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員につきましては現行の取り扱いと同様に、1日当たりの平均勤務時間をもって1日としましたけれども、端数処理につきまして前項の規定改正に伴いまして、現行の1時間未満の端数の1時間単位に切り上げから5分未満の5分単位に切り上げるよう改正するものでございます。例えば育児間単位勤務時間が7時間45分が2日、3時間55分が1日と言った場合、その平均を出して6時間30分ということで、平均の勤務時間数を出すものでございます。

第19条につきましては、これまで妊娠初期休暇という名前でもございましたのを妊娠症状対応休暇とまず名称を変更します。その内容につきましては、現行妊娠初期というのは4カ月程度まで女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合において取得できるとしていた妊娠初期休暇についてでございますけれども、職員の子育ての支援の拡充を目的としまして、上段にございますように、妊娠中全期間において取得可能として名称をそのように改正するものでございます。

第19条の2及び3につきましては規定の文言整理を行うものでございます。これまで、1回の妊娠つきまして1回に限り日単位として引き続く7日間以内で承認したものを、現行改正では1回の妊娠について1日を単位として7日以内で何回も承認するというので、続けていなくてもそれぞれ分けて取ることができるということの改正でございます。3番につきましては文言の整理でござ

ざいます。

続きまして第23条の第2項につきましては、出産支援休暇についてでございますけれども、これも職員の子育て支援の拡充を目的として、日を単位とした取得から日または時間を単位とした取得を可能としたものでございます。第23条の第3項につきましては、時間を単位として与えられた出産支援休暇を日に換算する場合の時間数を年次有給休暇の場合に準じて規定したものでございます。

続きまして第27条の夏季休暇でございますが、これまで日を単位として取得が困難な場合に、半日を単位として取得を承認していたものを1日を単位として取得のみ承認するもので、区長部局との同様の改正を行ってございます。

続きまして第28条につきましては、ボランティア休暇ですが、1の年、暦の歴です、1月から始まるというものを1会計年度、4月1日から翌年の3月31日までとする文言整理を区長部局同様に行うものでございます。

続きまして第29条の2第1項の看護休暇につきましては、職員の子育て支援の拡充を目的としまして、現行では小学校就学の始期に達するまでの子というものを9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ということで、小学校3年生まで拡大するものでございます。なお、取得日数につきましては現行同様の5日間でございます。同2項につきましては、1の年度を1会計年度とする文言整理を行ったものでございます。第3項につきましては8時間から7時間45分に変更するものでございます。

施行日が平成21年4月1日からということで、付則にはさらに施行後も旧様式を修正して使用することができる旨を記載したものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただくようお願いいたします。以上でございます。

○澤委員長 今個々に指導室長から先生方の勤務時間等に関する施行規則の一部改正につきまして、勤務時間が8時間から7時間45分とか、あるいは子育てを含む支援等について説明をもらいましたけれども、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入らせていただきます。議案第17号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第17号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 7 議案第18号 港区立図書館処務規程の一部改正について

○澤委員長 続きまして議案第18号 港区立図書館処務規程の一部改正につきまして、図書・文化財課長お願いします。

○図書・文化財課長 それでは議案第18号 港区立図書館処務規程の一部改正についてご説明をいたします。1枚おめくりをいただきたいと思います。

今回のこの処務規程の改正は、今年の平成21年4月1日から区立図書館4館に指定管理者制度を導入する。また、麻布図書館は既に休館してございますけれども、区の職員を配置しなくなると

いうことは決まっております。そのため、区の組織に対する内部規程としての性格を持っている訓令につきまして、組織上必要がない部分を削除するというのが今回の改正の主な目的となっております。簡単に申し上げますと、要するにみなと図書館だけの規程になったということでございます。

それではこの資料の4行目をご覧くださいと思います。以上のことから、題名につきまして港区立図書館処務規程から港区立みなと図書館処務規程と改めさせていただきます。第1条についても同様でございます。以下につきましては、その次の1枚おめくりいただきまして、新旧対照表が出てございますので、そちらの方をご覧くださいと思います。

第3条のところでございますけれども、庶務係のところでは第8号です。他の図書館との連絡に関するところという部分を削りまして、改正案の方の第1号で、港区立図書館の庶務に関するところということで、みなと図書館だけではなく、指定管理者、それから麻布の図書サービスセンターとなります代替施設につきましてもみなと図書館の庶務係が担当するというところ。それから施設の維持管理についても同様な考えを持ちまして、その部分を削除したものでございます。また図書係、視聴覚係につきましては、それぞれ裏の面を見ていただきたいと思いますが、図書資料にかかる他の施設との連絡調整に関するところ、あるいは視聴覚資料にかかる他の施設との連絡調整に関するところといたしまして、リーブラあるいは台場図書室も想定した規定に変更させていただいてございます。

第4条以下につきましては、組織としての図書館の規定を整備したものでございます。充て職の部分であるとか、あるいは他の図書館の専決事案といたしましたところですかそういうものを削除する規定でございます。簡単でございますけれども、説明は以上でございます。施行期日は平成21年4月1日となっておりますので、よろしくご検討くださるようお願いいたします。説明は以上でございます。

○澤委員長 この4月1日から図書館4館が指定管理者制度を導入するというところで、港区立図書館処務規程の一部改正につきまして森課長から説明をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 従前は各図書館でこのような規程が適用されていたということですか。

○図書・文化財課長 従前はこちらの新旧対照表の方の現行という資料をご覧くださいと思うのですが、港区立図書館として全体の単位の訓令になってございます。みなと図書館については第3条のところからずっと規定をしてございまして、一番最後の視聴覚係の次にその他の図書館という項目が今まではございました。その部分で、みなと図書館以外の図書館はそういう職務だったということで入っていたのですが、こちらの方を今回削らせていただくということでございます。

○小島委員 それでこの改正によって、みなと図書館に全体の庶務係を置くというようなイメージになるわけですか。

○図書・文化財課長 おっしゃるとおりでございます。

○澤委員長 4月1日から区の図書館がそういう新しい体制になるわけですがけれども、日ごろ指定管理者、区の処務規程とは関係ないのですが、指定管理者に任せていた図書館がきちんとや

っているかどうかという監督責任を持つということになるのですか。

○**図書・文化財課長** 委員長ご指摘のとおりで、図書・文化財課が、要するにみなと図書館の方でその責任をとる、指導、監督してまいるということでございます。

○**澤委員長** ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第18号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは議案第18号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

教育委員の皆様へ郵送された最初の日程では、議案第19号 港区幼稚園教育管理職の人事、順番からしますところなるのですけれども、その後新たに、第20号から3本の議案が新たに加われました。第19号は性格上秘密会ということになろうかと思うので、これは最後に回させていただきます。審議ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは議案第19号につきましては、議案の最後に審議いたします。

## 9 議案第20号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

○**澤委員長** それでは議案第20号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正につきまして、加藤室長をお願いします。

○**指導室長** それでは学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程についてご説明をいたします。

本案は、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則が変更されることに伴いまして、無給職免を取得後の残日数の換算が分単位に変更になるため、区長部局に準じまして、申請様式を改正するものでございます。新旧表をご覧ください。第1号の2の様式の別紙のとおりとなっておりますので、別紙をご覧くださいと思います。職務専念義務免除申請書の取得計で括弧の残数があるのですが、それまでは時間単位8時間あるいは4時間という形でとっておりましたけれども、例えば4時間取った場合に残りが3時間45分、勤務時間が7時間45分ですので、どうしても分単位で時間が残ってしまうということで、その残ったものを残り時間に換算するために括弧の中に分という様式に変更したものでございます。以上でございます。

○**澤委員長** それではただいまの説明に対しまして、何かご質問等ございますか。

前出の変更で残数の時間を分単位とする。よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第20号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは議案第20号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 10 議案第21号 学校職員服務取扱規程の一部改正について

○澤委員長 続きまして議案第21号 学校職員服務取扱規程の一部改正につきまして、同じく加藤室長お願いします。

○指導室長 本案は港区幼稚園教育職員の服務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴う様式変更等を行うものでございます。

第5号様式は幼稚園教育職員用の様式となります。勤務時間が先ほど申し上げましたとおり、8時間から7時間45分に変更になったことに伴いまして、取得後の残日数の換算が分単位で変更になるため、様式を改めて改正するものでございます。第5号様式をご覧いただければと思います。上の段の本年度の使用総日数①②③④というところに分というところに下線が引いてあります。以前はここが時間単位であったものを、分が記入できるよう加えたという様式の変更でございます。

それから第6号様式は正規産休職員用の様式でございますけれども、東京都教育委員会が都立学校を対象に行った様式の改正に伴いまして同様の改正するものでございます。なお、東京都は現時点では勤務時間の短縮を行っていませんので8時間勤務になっておりますけれども、①の本年度の総日数というところに、それまでは1行であったのを育児短時間勤務職員等の関係がございまして、総日数が変わる場合があるということで3段にしたものでございます。以上、簡単ですが説明は終わります。ご審議の上、ご決定いただくようお願いいたします。

○澤委員長 議案第21号につきまして説明をもらいましたけれども、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第21号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第21号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 11 議案第22号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

○澤委員長 続きまして議案第22号、学校職員出勤簿整理規程の一部改正につきまして、加藤室長お願いします。

○指導室長 学校職員の出勤簿整理規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

本案は港区教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する施行規則の改正に伴いまして、妊娠初期休暇の名称を妊娠症状対応休暇に変更するものでございます。現行が妊娠初期休暇、それから改正で妊娠症状対応休暇ということで、出勤簿等に押印するゴム印をそのまま妊娠という形でございまして、名称だけその事由で変更するものでございます。以上でございます。

○澤委員長 学校職員出勤簿整理規程で名称変更ということで説明をもらいましたけれども、よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第22号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 議案第22号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 8 議案第9号 港区幼稚園教育管理職の人事について

○澤委員長 続きまして、先ほどの議案第19号 資料ナンバー8の審議に入ります。この議案につきましては人事案件であるために秘密会に入りたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ではまことに申しわけございませんけれども、傍聴の方は一たん退席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

## 第2 教育長報告事項

### 1 平成20年度秋の通学路点検の実施結果報告について

○澤委員長 傍聴の方、ご協力を有難うございました。それでは日程第2、教育長報告事項に移ります。

1番目、平成20年度秋の通学路点検の実施結果報告につきまして、安部課長お願いします。

○学務課長 資料ナンバー1をご覧くださいと思います。平成20年度の秋の通学路点検の実施状況の報告でございます。通学路点検につきましては、春と秋の交通安全週間の期間をきっかけにして各学校で取り組みをやっております。今回は、今年度の秋に9月から12月ごろまでちょっと期間は広がっていますが、その期間に各小学校で取り組んだ通学路点検の状況になっております。

学校とPTAと警察と道路管理者と町会・自治会の方も参加いただいて、子どもたちの通学路の気になる箇所、安全かどうか、危険な箇所はないかどうか、危険な箇所があればどう改善点、改善に結びつけていくようにします。また、なかなか改善が難しいものもありますので、そういった部分のお互いでの共通認識を図る。子どもたちへの指導の部分にそれを役立てていくといったところで実施しているものでございます。

各学校の通学路点検の一覧は2に記載したとおりでございます。3番目として、今回の通学路点検で出された意見ということで、路面表示「止まれ」とか「危ない」とかいう表示の設置の問題ですとか、道路のでこぼこがあるというところで、子どもたちが転んだりしやすいところもありますので、そういった部分の修繕。道路標識がいつのまにか曲がっていたりとかしていることがありますので、そういったものを正しい位置へ取りついたりとかという形での改善を図ろうということが新たに意見として上がってきております。

春もまたあります。今年の春の交通安全運動は4月6日から15日までですけれども、4月を始めにして6月ぐらいまでの期間で、各学校で春の交通安全の通学路点検を実施することになっております。以上でございます。

○澤委員長 ただいま安部課長から通学路点検の報告につきまして説明をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 この通学路点検は警察並びに道路管理者も入ってもらうので、非常に有効な計画と思います。参加人数で青山小学校が7名で、東町小学校9名というような感じなのですが、もともと児童数が少ないから保護者数も少ないのだらうと思うのですが、ちょっと少ないのか。もっと出ていただいてみんなで安全を確保してもらえるようにした方がいいのかという気はします。

○澤委員長 安部課長、例えば赤羽小学校は53名でかなりの数です。これは何か手分けして行っているのですか。

○学務課長 大人数のところはいくつか通学路のルートがございまして、そのルートをいくつか設定して一斉に行っているということです。

○澤委員長 小島委員が言われているように、こういう地道な努力が子どもたちの交通の安全を守ってくれていると思いますので、こういった取り組みに対しては我々もありがたいと思うわけです。

○半田委員 私もこれPTA時代よくやっていました。地区委員、各先生方とか警察の方が一緒に回るのですが、例えばオートバイがすごく並んでいて歩きづらいついとか、何とかすぐ直せるものもあれば、例えばこの間海岸のところで事故があったように、トラックの交通量が多く、渡るのに大変だとか、皆さんで何か協力しないと解決できない問題とかいろいろあると思います。そういったことをやはりここが危ないとわかった段階で、早いタイミングで撤去するとか改善していただきたいと思います。それを何か例えば地区委員会で発表したりとか何かこうしようというそういう機会はありませんでしょうか。

○学務課長 地区委員会で発表する場があるかと言うと、地域によってさまざまなのかというところはあります。一応今回通学路点検で回ったメンバーが一堂に会していろいろ状況報告という形での共通認識は図っています。また改善が必要なものは、区道であれば総合支所にお願ひし、都道であれば東京都にお願ひし、国道であれば国にという形で依頼を出していく形になりますけれども、なかなか規模が大きくなると動きも鈍くなってきますので、区であれば小回りがきいてすぐやってくれるものでも、都道、国道となるとなかなか難しくなってくる部分もありますので、学校側で子どもたちへの指導の工夫をしたり、PTAでもそういった認識を持っています。

○小島委員 ですから警察でできることと、道路管理者、都道とか国道ですけれども、いろいろ相手が違うので、いかにそこに協力を求めてうまく行使できるかということだと思います。そうするとやはり学校単位より地域でやらなくてはいけない面があるから、そういう地域の町会の方たちも一緒に要望を出すというのがいいのだらうと思います。

○澤委員長 それは小島委員が言われているように、関係者が一緒に巡回して危険な箇所を点検していただくというのがすごく効果があると思います。

○学務課長 総合支所が入ってくれていますので、地域の方を巻き込んで、必要なときは地域の方とお話をし、総合支所の力をうまく使いながら関係団体には協力をお願いしていくという形はとっていきたいと思っています。

○小島委員 この場合、総合支所だと総合支所には政策と地域活動でしたか。その総合支所の地域活動課の方にも入っていただけののでしょうか。

○学務課長 地域活動推進課、4月から名称が変わってしまいますけれども、職員が来ていまして、

そこに土木係という道路を管理しているところがございますので、その方に来ていただいているのと、活動推進係の係長とかにも来ていただいて、地域の自治会の人たちともお話をする機会もありますので、そういったところで総合支所にも見ていただいています。

○小島委員 あと先ほど半田委員も言ったのですが、この点検活動の総括みたいな、総括を全学校というか全PTAと言うか、何かどこまで入れるのかわかりませんが、こういう点が危なかったのをごやりましたよとかこうしたらこうなっていたとか、その総括するような場はありましたか。

○学務課長 私どもから各学校に対しては、各学校での実施状況については資料をお渡しはしておりますが、総括の場というのはこれまで設けてはおりませんので、こういった形でそういったことができるか、今後検討したいと思っております。

○小島委員 学校のこの通学路の安全だけではなくて、区全体の交通安全を区全体でやって、我々教育委員会も教育長、委員長、あと担当課が出ていますけれども、その場でもいろいろ提案はできました。

○教育長 この間の春の交通安全運動に関する年2回協議会をやりませんが、そこでも通学路点検の結果報告、これは人数とか、あるいは参加実施日とかそういうことで報告が数字としてあらわれていました。その中でこういう通学路点検の意義とか、あるいはその際の問題点とか、このようにやっていますという報告を一部の委員の方からも報告がありました。大きな場と言うとそこが一番の場になるのだらうと思えます。地区委員会の方々も本当に積極的に参加していただいています。また総合支所ができて、総合支所との連携の中で地域の方々等を巻き込んだ通学路点検に成長、発展をしてきましたので、かなり力強い動きになっていることは確かです

今までですと、学校、PTAそれから警察の方ぐらいの関係でやっていたのですが、そこに地域と総合支所が入っています。総合支所が入っている中で、今度は道路の管理者も入るようになっていきますので、随分そういう意味ではしっかりとした通学路点検に成長してきています。

○小島委員 特に幼稚園、小学校の低学年などは、大人が守っていかなければならないので、さらに充実していただければと思います。

○澤委員長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは学務課長、今後もよろしく願いいたします。

## 2 日吉坂上横断歩道橋について

○澤委員長 報告事項の2番目でございますけれども、日吉坂上横断歩道橋につきまして、資料ナンバー2、学務課長お願いします。

○学務課長 資料ナンバー2をご覧くださいと思います。目黒通り沿いです、日吉坂上歩道橋についてということでございます。

最後に白金小学校の通学区域の写真が載っています。通学区域のほぼ真ん中を目黒通りが通っているのですが、真ん中よりちょっと右寄りですか、印刷が悪くて申しわけないのですが、歩道橋があるのがおわかりかと思えます。区立児童遊園地のあたりから歩道橋があります。そ

の歩道橋が今度のかげかえのテーマでございます。今子どもたちはこの歩道橋を渡って白金小学校に登下校しているということでございます。橋についてはそのようなところでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、まずこの歩道橋の沿革と言いますか、どういった経緯を持っているのかという部分を1枚目にまとめてみました。まず最初この歩道橋ができたのは、白金小学校のお子さんが登校中に交差点で交通事故に遭って死亡されたということを引きかきにして、昭和44年3月に完成しております。それからその後、道路の方の拡幅事業というのが一方で進んでまいりまして、平成7年11月に目黒通り、歩道橋の部分を含む白金地区の685メートルが事業認可になり、用地買収を進め、平成11年度から工事着手という形になっております。これは都道ですので東京都が工事を進めていくことになっております。

この歩道橋のかげかえについて、地域の方からもいろいろご意見をいただいております。もちろん歩道橋をつくることに賛成の方もいれば、反対の方も中にはいらっしゃるという状況が一方であります。

この歩道橋の設置につきまして、平成19年1月26日に白金小学校のPTAから白金小学校長宛に、日吉坂にある歩道橋を拡幅越えで設置していただきたいという要望書が提出されました。白金小学校のPTAは毎朝当番を決めて、子どもたちの通学路のポイントポイントに立っていらしたのです。やはりそれは交通事故で亡くなられたお子さんがいらしたとかいうことを受けて、PTAがこれまで長く続けてきました。やはり学校でも学童擁護の用務員を通学路のポイントに立たせますが、それでは人数が足りないということで、PTAが協力して朝の通学の安全確保に努めていらっしゃいます。そういった経緯もある白金小学校のPTAとしても歩道橋の設置をぜひお願いしたいということの要請がありました。

それを受けまして、白金小学校長から学務課長宛に平成19年2月19日に、学校としても継続設置をお願いしたいという文章をいただいております。やはり学校としても、これまで昭和42年に事故があつてからこれまで事故がなかったということ。ただこの地域は学校が多い地域でもありますので、登下校の時間帯にお子さんが多く道路上にあふれる。そういったリスクもあることから歩道橋があると安全で確実なものができるということを理由として書かれてあります。

それを受けまして、平成19年3月1日に教育委員会から第一建設事務所、これは東京都の工事を所管している事務所でございますが、そこに対して設置の要望を行ってまいりました。

これに対しまして、第一建設事務所は、平成19年3月14日の方に私どもの意向を受けていただきまして、かけかえの方向で調整していくという形のご返答をいただきました。その後、3月に高輪地区総合支所の道路専門部会、地域の道路について話し合うような部会があるのですが、そこにそのかけかえスケジュール案が出され、平成19年4月26日に会議を何度か重ねた中でまた歩道橋かけかえするというスタンスは変わっていないということで第一建設事務所さんの方から回答をいただいております。

最終的に今年の平成20年7月31日に目黒通りの整備の住民説明会がございまして、この中で歩道橋の是非についてやはりいろいろな意見が出てまいりました。そこで第一建設事務所としては港区と協議して決めるということをおっしゃってございまして、私どもの方に、区の方に歩道橋の設置

について、どういった形のものがいいのかについて答えていただきたいということで今に至っております。

1枚おめくりいただきますと、これは高輪地区総合支所長から教育次長の方への文書になっておりまして、日吉坂上の横断歩道橋について、第一建設事務所から協議したいと総合支所に来ておりまして、いくつかかけかえ案がある中でどれが一番いいと考えるのか、そしてどれが一番いいのかというのを回答してくださいということです。

それを受けまして1枚めくっていきますと、次長から総合支所長宛の文書がありまして、それに対する回答が書かれています。

1枚めくっていただきますと、地図が2枚にわたっていますが、第一建設事務所で道路のかけかえにつきまして第1案から第8案まで考えていただきました。私どもとしては、この中の検討図(2)の中にある第3案が一番いいのではないかとということで返答をしております。第3案というのは、拡幅以前の前の歩道橋があった位置で、拡幅後の道路幅に合わせて歩道橋を設置する案でございます。その設置にあたって、東京都で階段をとるためのスペースである土地を購入する案となっております。

ほかの案につきましては、いろいろ検討を重ねましたが、子どもたちの安全の確保という観点からは比較すると第3案が適しているということで、現状の位置でのかけかえをお願いしたいということの案になっております。

A4の次長の回答文に戻りますとそこに理由が書いてあります。希望する案としては3案。理由としては、現状の通学路においてこれまで大きな交通事故が発生していないことから、現状の位置における安全効果は有効であるということ。小学校の登下校の時間帯が他の学校の児童・生徒と重なり、道路横断の場合、信号待ちの箇所が混み合うことが予想される。よって、常時渡ることの可能な歩道橋があることにより、人の集中が緩和され、歩道からはみ出し等の交通安全上のリスクも低くなる。交通誘導のための職員配置は常態として2名と限られているため、現状としての歩道橋の役割は重要であるということです。それ以外の案の理由としては反対理由ということで、記載しておりますが、通学路がかなり大きくかかるということ。迂回することになるので長くなるということです。歩道橋の階段が直線になり、転げ落ちたりすることを考えると非常に危険度が高まるということの例を挙げております。それによって現状のもとでのかけかえを行っていくと考えます。

今回の日吉坂上の横断歩道橋のご説明は以上でございますが、この地域はちょうどこの第3案の近くには白金台駅、地下鉄の出入り口もあり、また学校側の聖心のお子さんがいたりとか、明治学院大学の高等部があったりとする地域で、朝は非常に込み合うということでございます。ですので、そういったことからいろいろ考えますと、第3案が一番この中ではいいのかと考えます。以上です。

○澤委員長 それでは日吉坂上歩道橋につきまして、何かご質問等ございませんか。

○小島委員 「理由」で直進になって危ないとの関連で、第4案というのは歩道橋の階段の状態が問題なのですか。

○学務課長 階段の位置が問題です。

○小島委員 こちらの下が南側から行って、直角に階段でおりるようになるのですか。

○学務課長 第4案は場所としては現状のところなのですが、階段が真っ直ぐ下までおりるという形になります。第3案の方は階段が折り返す形になりますので、どちらが危険かと言うと、第4案の方が危険であろうと思います。

○小島委員 第3案は最後のところがこういってこうかえってくる、折れてくる。第4案は真っ直ぐおりる、そういう違いですか。

○教育長 それとこの第4案と第3案の違いは、歩道なのです。歩行者の通路と、この第4案だと歩行者の通路が狭まってしまうのです。そういうことは、そこを通行する一般の方々がここで非常に込み合うということになります。また時間帯によっては自転車の通行とかそういうものがあるので、歩行者あるいは階段を上りおりする子どもと自転車の衝突とか、幅が狭まってしまうので混雑します。第3案は道路を超えて回って行きますので、そういう意味では歩行者の道路が狭まる部分が少ないという利点があります。理由としてはそれが一番大きいです。

○澤委員長 そこのところは東京都が用地買収をしてくれたということですね。

○小島委員 あと教育委員会として第3案を推しているわけですが、第3案には反対だという人がいるとすれば、どのような理由で反対しているのでしょうか。

○学務課長 ここら辺りはマンションも建っている地域ですので、マンションの中がのぞかれてしまうという、プライバシーの関係だと思いますが、そういった理由が一番大きいのではないかと思います。

○澤委員長 これは当然でしょうけれども、横断歩道はあるのだけれども、子どもたちには歩道橋を渡れという指導になっているわけですね。

○学務課長 総合支所から応東京都への回答にあたっては、プライバシーにも配慮した目隠しか何かをきちんと設置した上で、歩道橋をつくってくださいということとバリアフリー対策も考えていかなければということで回答を作成しているようです。

○澤委員長 これも余計な話なのですが、窓口は総合支所長になっているのですか、家入総合支所長が。うちの次長が家入さんに回答しているということは。

○学務課長 これはどうしても高輪地区の道路改修でありますので、第一建設事務所と総合支所で話をしています。

○澤委員長 子どもたちの交通の安全のために歩道橋が便利な形でかけかえられるというのはありがたいことかと思えます。よろしゅうございますか。では課長、引き続きお願いします。

### 3 文化財保護審議会 委員の委嘱について

○澤委員長 それでは報告事項の3番目でございます。文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、図書・文化財課長お願いします。

○図書・文化財課長 それでは港区文化財保護審議会委員の委嘱につきましてご説明をさせていただきます。

昨年12月1日付で港区文化財保護審議会委員の委嘱を改めて行わせていただきましたけれども、そのとき俵元昭委員が体調不良のためご辞退をされていたということをご報告させていただ

たと思います。そのときに後任が決定できずにいましたが、このたび適任者にお願いすることができましたのでご報告するものでございます。

こちらのお名前ですが、段木一行様。任期は現委員の任期末に合わせまして、平成21年4月1日から平成22年1月30日までとさせていただきますと思います。ご担当は無形文化財を担当していただく予定になっております。

簡単なプロフィールを申し上げますと、2枚目をおめくりいただきますと書いてございますが、現在は秋山庄太郎写真美術館の館長をされております。段木氏は東京都の文化財調査担当の学芸委員として20年ほど勤務をされておまして、東京都の有形無形文化財については非常に熟知をされている方でございます。その後法政大学の方に移られまして、文学部の教授としてお務めいただいたということでございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○澤委員長 新任の文化財保護審議会委員の段木様の説明をもらいましたけれども、ご質問等ございますか。

○小島委員 今のお話で、文化財に大変造詣が深いということなのでよろしいのではないのでしょうか。

○澤委員長 なかなか適任の方が探すのは難しいという話を先日ももらいました。これはどういうルートというとおかしいですけども。

○図書・文化財課長 やはり私どもの方の学芸員も長く指導を受けていた方ということです。東京都の方の委員さんも。それとたまたまミュージアムネットワークをつくりましたときに加盟館の会長さんでいらしたということがございまして、そこでまた親交がうまくとれましてお願いできたということでしょうか。

○澤委員長 本当に適任の方がおられてよかったです。よろしゅうございますか。

山本参事、ほかに何かございますか。

○指導室長 報告事項ではございませんけれども、PTAの幼小中のPTAだよりができましたので、ご参考までお配りしましたのでご覧いただきたいと思っております。

○澤委員長 野澤課長、順調ですか。三田他の工事は。

○学校施設計画担当課長 第1回定例会で、芝浦小学校の契約関係が承認されまして、保護者に配りました。これからどんどん進んでいくと思います。それ以外は順調です。

○澤委員長 それでは教育委員会は1月から始まるのですけれども、私の委員長としての任期は今日で実質最後ということで、1年間皆様のご支援で何とか大役を果たさせていただきます、本当にありがとうございます。

課長の皆様方の人事は現時点は言えませんが、これからも大いに活躍されることをお願いしてごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○教育長 いろいろご苦労様でした。

「閉会」

○澤委員長 次回は4月1日午前10時30分からの予定で、案件は議席の決定と教育委員長の選

任等でございます。よろしくお願いいたします。それではありがとうございました。

(午前11時32分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 高橋 良祐